

塩竈市広報紙「広報しおがま」への広告掲載業務仕様書

1. 業務概要

塩竈市広報紙「広報しおがま」の広告掲載に係る募集、選定及び広告作成等の業務

2. 契約期間

契約を締結した日から令和7年3月31日まで

(広報しおがま：令和6年8月号から令和7年4月号掲載分まで(9カ月分))

3. 契約金の納入計画

契約金については、下表のと通りの期限までに本市からの請求書により指定の口座に納入するものとする。

年度	納入金額	納入期限
令和6年度	契約金額に9分の3を乗じ千円未満を切り捨てた額 令和6年8月号～令和6年10月号掲載分	令和6年7月末
	契約金額に9分の3を乗じ千円未満を切り捨てた額 令和6年11月号～令和7年1月号掲載分	令和6年10月末
	契約金額から上記の額を控除した額 令和7年2月号～令和7年4月号掲載分	令和7年1月末

4. 広告の規格等

(1) 枠数

広告を掲載する枠は各号4枠とする。

(2) 位置

広告を掲載する位置は下記のとおりとする。

掲載スペース	刷り色	枠数
裏表紙	カラー	4

(3) 広告枠の大きさ

裏表紙

1枠当たり縦40mm×横88mmを基本サイズとし、1ページにつき4枠単位で掲載するものとする。

4枠合わせて1枠として用いる場合の広告枠の大きさは、縦82mm×横178mm、縦に2枠合わせて1枠として用いる場合の広告枠の大きさは、縦82mm×横88mmとする。

(4) ファイル形式
完成原稿は、PDF 形式で提出すること。

(5) 広報しおがまの概要

- 規 格…A4 版 2 色刷り 16 ページ程度
裏表表紙のみカラー
- 発行回数…月 1 回
- 発行部数…約 23,400 部(令和 6 年度発行見込み部数)
- 配 布 先…市内全世帯

5. 広告の掲載・募集に関する条件

- (1) 広告の掲載にあたっては、全 4 枠/月を市内に事業所を有する法人又は市内で事業を営む個人とすること。
- (2) 広告主の募集、審査及び決定は、この仕様書のほか「塩竈市広告事業実施要綱」及び「塩竈市広告掲載に関する基準」に従って行うこととし、その際、広告主、広告の内容が上記要綱及び基準の規定を満たしていることを事前に調査すること。
- (3) 広告の掲載内容について、市内の事業所名（支店等の場合は支店等名を含む）、または所在地を一つ以上明記すること。

6. 広告の掲載作業等

(1) 広告の掲載作業について

広告取扱代理店は、広告主、広告の内容等を決定した場合、下表のとおり広告原稿等を提出すること。

なお、具体的な日程は別途通知するものとする。

【広告原稿等の提出の流れ】

提出	広告代理店は、広告掲載申込書類(※)及び掲載広告案を総務部秘書広報課へ提出
審査	市で広告内容の審査を行い、広告代理店に掲載決定通知書の送付または修正箇所のお知らせを行う
入稿	修正が必要な場合、広告代理店は印刷業者入稿日の前日までに修正を行ったうえで、完成原稿を総務部秘書広報課に入稿する

(※)広告掲載申込書類：「塩竈市広告掲載申込書」「広告掲載希望者一覧」「市税等に未納が無いことの証明書」「暴力団排除条例に係る誓約書」

(2) 広告の削除について

広告主、広告の内容のいずれかが掲載基準を満たしていないとき、又は掲載が適当ではないと判断した場合は、市は事業者との協議なくその広告を削除することができるものとする。

(3) 広告作成にかかる費用について

広告作成にかかる費用が発生する場合は、広告取扱代理店又は広告主が負担すること。

7. その他

本仕様書に明記なき事項については、市と協議のうえ決定するものとする。